

14 防衛省(特区第14次 再検討要請).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管 理 案 事 項 番 号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
140010	養蜂、蜂蜜採取、と児童への食 育情報育成のため、自衛隊施 設の一部土地の使用	国有財産法第18条	国有財産法第18条第1項の規定 に基づき、行政財産は、貸し付け 等又は私権を設定することができ ない。ただし、同法第18条第2項 又は第6項の規定に基づき、行政 財産の用途又は目的を妨げない 限度において、貸し付け等又は使 用許可することができる。	国有財産である自衛隊駐屯地において、養蜂 場整備のため、敷地の一部を開放する	東京都練馬区・埼玉県朝霞市自衛隊の広大な駐屯地周縁地は草花木樹、四季に富む養蜂蜜 源の宝庫である。しかしながら昨今、市街化人口密度は着しく、養蜂は市民感覚では刺されて 危険との認識大である。蜂種は日本蜜蜂、西洋蜜蜂で、特に日本蜜蜂は性質温厚素直、故に 性格は養蜂主、その人に似るとも言われます。そこで、自衛隊駐屯地の未使用部分の一部を 開放し「食の安全と国産・純粋蜂蜜の生産増進の行動計画」として、養蜂場の整備を行いた いと考えています。	D	—	国としては、自衛隊施設の土地について、国有財産法第18条第2 項又は第6項の規定に基づき、当該土地の用途又は目的を妨げな い限度において国以外の者に貸し付け等又は使用許可が可能。 なお、東京都練馬区・埼玉県朝霞市に所在する陸上自衛隊の駐 屯地は、各種作戦を遂行する基盤であり、平素は隊員の生活、勤務 及び訓練等の場であるとともに国民保護や防災等における地域との 連絡・調整窓口である。また、各種事態発生時における増援部隊等 のための土地については、平時においては部隊及び隊員の能力向 上のための訓練場や整備車両の駐車場として有効に活用している ところである。したがって、当該駐屯地の土地は、すべて当省の所掌 事務の遂行に関し現に使用されており、未使用部分はないところ である。	右提案主体からの意見を踏 まえ、再度検討し回答され た。	貴省へ私のテーマ具申は「養蜂」始動への 足がかりを勝手に描いたものではなく、次代 へ歩む少年の情報学習課外活動の「動機付 け」が目的であり、その助走への「力添え」を 貴省培養上、または草木地一隅の提供を求 めたのである。 具体的には朝霞駐屯地内広報活動事業施設 辺、また勝折町地区の神社に接する傾斜草 木空地など、児童への動機付け活動に占め る面積は畳3枚程である。順次活動の展望を 予測しつつ同時に一般市民に向け「蜜採集場 所」の提供協力を求めるのである。この活動 は少年らの情報実習学習として相乗と波及効 果は貴省の広報活動と相俟して国防の「防 人」への敬愛と尊敬、そして市民の微笑みと して世を親しく潤すものであろう。	1 0 8 2 0 1 0	個人	埼玉県	防衛省	